令和４年度登米地域農作業安全対策研修会

# 労働災害の現状と対策

令和4年12月20日
瀬峰労働基準監督署

1

## ■本日の説明事項

1　令和４年度の労働災害の発生状況・・・スライドNo.1
2　労働安全衛生法（事業者等の責務）
・職場における安全の確保対策・・・・・スライドNo.2~
3　 管理者マネジメント・・・・・・・・・・スライドNo.13~
4　SafeworKゼロ災MIYAGI・・・・・・・別途資料

2

# 1　11月末現在の労働災害状況（農業および畜産業）

## 登米・栗原は増加

**令和元年～令和４年の労働災害発生状況**

| 期間／業種 | 令和元年全期（確定） | | 令和２年全期（確定） | | 令和３年 1月～11月 | | 令和４年 1月～11月 | | 前年増減 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 被災者 | 死亡者 | 被災者 | 死亡者 | 被災者 | 死亡者 | 被災者 | 死亡者 | 被災者の増減 | 増減率（%） | |
| 農業 | 3 | | 3 | | 6 | | 10 | 1 | +4 | +66.7% | |
| 畜産・水産業 | 5 | | 4 | | 2 | | 3 | 1 | +1 | +50.0% | すべて畜産業で発生 |

出所：「労働者死傷病報告」に基づく休業４日以上の労働災害

**「休業４日以上」とは、例えば、仕事が原因でケガをし、その日から療養のため４日以上、入院するのを余儀なくされたりすることです。**



# 2　労働安全衛生法

## 事業者等の責務があります

**■　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第３条**

**事業者**は、**単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく**、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて**職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない**。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

【補足】

□ 労働災害が労働者に与える被害の重大さの故に、労働災害の防止に関する事項を労使間の私法的関係に委ねず、**労働安全衛生法などで規制**しています。

□ 法令でもって規制されている事項だけ履行すればよいということではありません。

□ **会社としてなさなければならない措置を実行しないで、**労働者の安全協力に依存することがないようにしなければなりません。

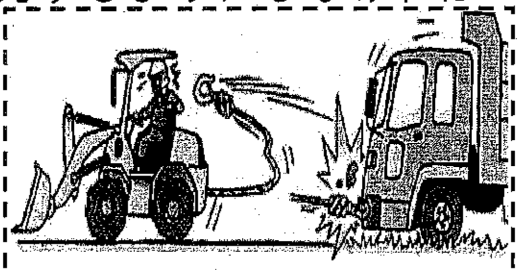

トラクターショベルの運転は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者に**実施させる。**
（労働安全衛生法第61条）

**労働者は、事業者が**（略）**規定に基づき講ずる措置に応じて**、必要な事項を**守らなければならない。**（労働安全衛生法第26条第１項）

# 3 労働安全衛生法を遵守してください

## 罰則があります

労働災害が発生した場合、会社側は①刑事責任、②民事責任、③行政上の責任、④社会的責任の【４つの責任】を負う可能性があります。

**1 刑事責任**

刑事責任としては、**労働安全衛生法違反の罪**と刑法上の業務上過失致死傷罪に問われる可能性があります。労働安全衛生法は、作為義務を労働安全衛生規則や酸素欠乏症等防止規則などの省令で細かく定めています。

**■ 労働安全衛生法の主な罰則**

① ６月以下の懲役、または50万円以下の罰金、② 50万円以下の罰金

**2 民事責任**

被災した労働者は、労災給付（**一部の直接コスト**）を受けることができますが、それはすべての損害について填補するものではありません。会社は民事上の損害賠償責任を追及される可能性があります。

**3 行政上の責任**

労働災害が発生した場合、労働基準監督署からの是正勧告や改善指導、機械設備の使用停止や作業停止等の行政処分等を受ける場合があります。

**4 社会的責任**

労働災害が発生した報道により、社会的評価を下げる可能性があります。

5

# 4 サイロ（コンポスト）では、こういう場合があります

## 労働安全衛生法違反の例①

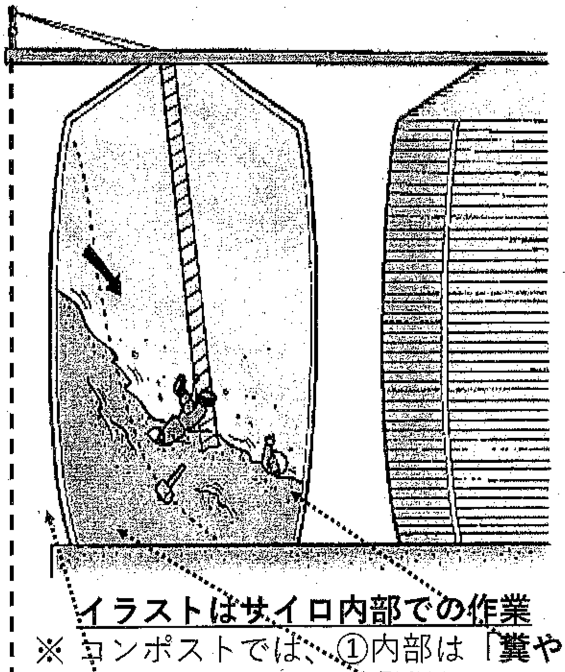

**イラストはサイロ内部での作業**

※ コンポストでは、①内部は「**糞や堆肥**」で、②回転する「**撹拌翼**」や、③「**排出口**」を具備しています。

**■ 主な酸素欠乏症の防止**

- □ 酸素や硫化水素の濃度を測定していない。濃度を記録していない(酸欠則３)
- □ 測定機器を備えていない(酸欠則４)
- □ 酸素濃度18%以上、硫化水素濃度10ppm以下に換気をしていない(酸欠則５)
- □ 送気マスク等を備付・使用していない(酸欠則５の２)
- □ 要求性能墜落制止用器具（安全帯）等を使用していない(酸欠則６)
- □ 入退場時に人員を点検してない(酸欠則８)
- □ 立入禁止と表示をしていない(酸欠則９)
- □ 作業主任者を選任していない。その職務を行わせていない(酸欠則11)
- □ 作業者に特別教育を行っていない(酸欠則12)
- □ 監視人等の異常時の早期把握体制がない。緊急時の措置が未検討(酸欠則13~16)

6

# 5 サイロ（コンポスト）では、こういう場合があります

## 労働安全衛生法違反の例②

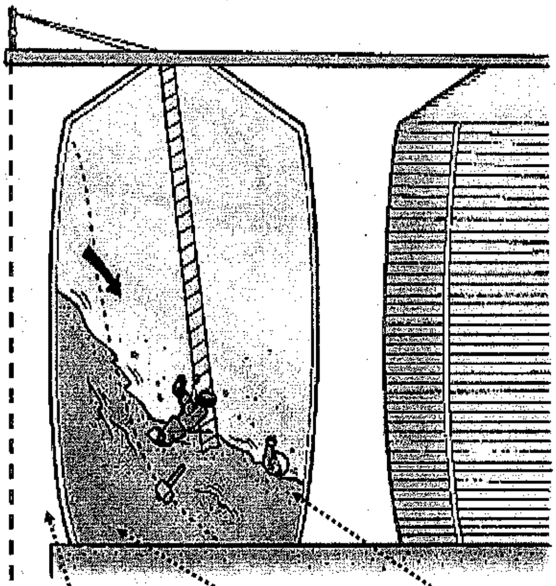

**イラストはサイロ内部での作業**
※ コンポストでは、①内部は「**糞や堆肥**」で、②回転する「**撹拌翼**」や、③「**排出口**」を具備しています。

■ **主な巻き込まれ災害や墜落災害の防止**

□ 機械設備の原動機、回転軸等に、覆い、囲い等を設けていない(安衛則101)
□ 運転開始の合図をしていない(安衛則104)
□ 機械設備の掃除や修理等の作業を行う場合に運転を停止していない。運転を停止したとき、機械設備の起動装置に錠を掛け、起動装置に表示板を取り付ける等していない(安衛則107)
□ 搬入や搬出のコンベヤーに非常停止装置等がない(安衛則151の78)
□高さ２ｍ以上の作業で墜落防止措置がない。高さ1.5ｍ超えの昇降で設備がない(安衛則518、519、526)
□ 移動はしごの転位防止措置がない(安衛則527)
□ 脚立の踏み面に安全に作業できる面積がない(安衛則528)
□要求性能墜落制止用器具（安全帯）等を使用していない(安衛則532の２)

7

# 6 ドラグ・ショベルでは、こういう場合があります

## 労働安全衛生法違反の例③

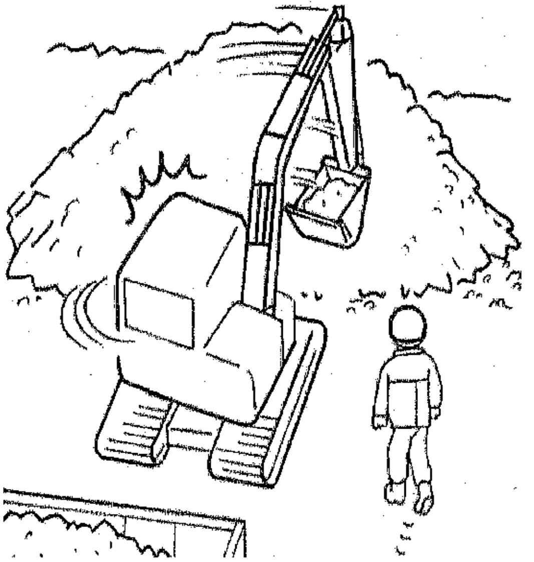

**災害が発生するおそれがある作業**
※ 登米・栗原では、ドラグ・ショベルに係る死亡災害が昨年、今年と続けて発生しています。

■ **共通事項**

□ 作業計画はよいか。それに基づいて作業されているか(安衛則155)
□ 制限速度は守られているか(安衛則156)
□ 転落、転倒の防止措置はよいか(安衛則157)
□ 接触防止措置はよいか(安衛則158)
□ 誘導員の配置と誘導の合図はよいか(安衛則157、158、159)
□ オペレーターが機械を離れるときの措置はよいか(安衛則160)
□ 禁止事項は守られているか(安衛則162~163)
□ 用途以外に使用されてないか(安衛則164)
□ 検査、点検の実施状況はよいか。それに基づいて補修しているか(安衛則167~171)

**上記の措置は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了するなど資格者がドラグ・ショベルを運転することが前提となります。移動式クレーンとして使用する場合や、玉掛けも同様です。**

8

# 7 クレーン仕様のドラグ・ショベルでは・・・

## 労働安全衛生法違反の例④

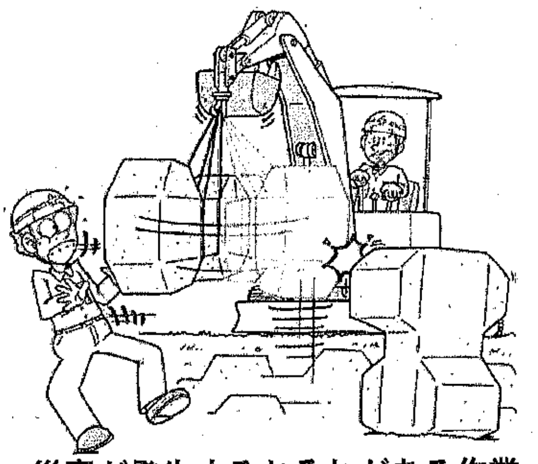

**災害が発生するおそれがある作業**

※ 登米・栗原では、今年、クレーン仕様のドラグ・ショベルの運転中に死亡災害が発生しています。

**■ 移動式クレーンとしても使用する場合**

- □ 作業方法等の定めはよいか。その定めに基づいて作業されているか（クレーン則66の2）
- □ 設置場所は転倒の危険性がないか。転倒防止措置はよいか(クレーン則70の3、70の4)
- □ 合図方法はよいか(クレーン則71)
- □ 立入禁止措置はよいか(クレーン則74、74の2)
- □ 強風時の措置はよいか(クレーン則74の3、74の4)
- □ 禁止事項は守られているか(クレーン則72、75)
- □ 点検の実施状況はよいか。それに基づいて補修しているか(クレーン則76～80)

**■玉掛け**

- □ 玉掛け用具の管理はよいか(クレーン則215~218)
- □ 定められた用途別、荷重範囲内で使用しているか（クレーン則219の2）
- □ 始業前点検を実施しているか。それに基づいて補修しているか(クレーン則220)
- □ その他玉掛けの方法はよいか　など

9

# 8 民事責任の直接コストとは

## 直接コストは多岐にわたる

**■ 法定補償以外の支出**

①各種見舞金、補償費（会社規則など）、②退職金割増額、③供物料、花環代、④社葬を行う場合の費用、葬儀を補助する場合の経費、⑤入院中の者に対する法定補償以外の経費、⑥その他の法定補償以外の経費

**■ 法定補償コスト（労災保険支払分）**

①療養補償費、②休業補償費、③障害補償費（年金を含む）、④遺族補償費（年金を含む）、⑤葬祭料

**■ 法定補償コスト（自社負担分）**

休業４日未満の休業補償費

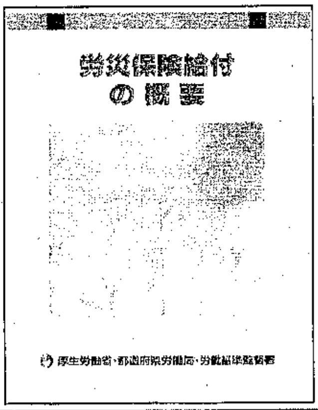


10

## 9 直接コスト以外に間接コストがあります

# 間接コストは直接コストの約４倍

### ■ <u>災害による人的損失</u>

○ **被災者に関わるもの**

①当日の**労働時間**の損失、②休業期間中の**労働時間**の損失、③通院その他による**労働時間**の損失

○ **被災者以外の者に関わるもの**

①救助、各種連絡などのための**不働時間**、②作業待ちのための**不働時間**、③事故調査、対策、記録などの**不働時間**、④災害復旧、整理などのための**不動時間**、⑤見舞、付添などのための**不働時間**、⑥現場の混乱による見物、やじ、撮影のための**不働時間**

### ■ <u>災害による物的損失</u>

①<u>**建物、設備などの損失**</u>、②<u>**機械、器具**</u>、工具類<u>**の損失**</u>、③原材料、仕掛品、製品などの損失、④呼吸用保護具、保護メガネの損失、⑤動力、燃料などの損失、⑥その他の物的損失

11

## 10 間接コストは更に多岐にわたる

# 間接コストは人的・物的以外にも

### ■ <u>災害による生産損失</u>

①災害による生産の減少、生産の遅れ、配送の遅れなどを**取り戻すため余分に負担した経費**、②災害のために生産、配送などがストップしたり、生産が減少したりすることによる**利益の減少額**

### ■ <u>災害による特殊な経費</u>

①代替者の相対的な能力の不足のために生ずる**賃金損失**、②災害処理のために支出した**旅費や通信費**など、③取引先を含む**渉外応対費**、④<u>**訴訟およびその結果支払を必要とした経費**</u>、⑤契約未遂行のための**延滞金**、⑥従業員の**新規採用費**、⑦中途採用者や新卒者など新規採用者に対する（余分な）**教育、訓練費**など、⑧災害のため起こった**２次災害による損失**、⑨**第３者**に対する**補償、見舞い、謝礼**などの経費、⑩生産や建設（建物、設備、機械など）体制の復旧ための<u>**金融対策費**</u>および<u>**金利の負担**</u>、⑪その他災害発生に伴う**トップの負担経費**

12

# 11 民事賠償があり得ます

## 大変な負担になることを覚悟

労働者の損害を経営者が賠償することになれば、それは経営者の損失でもあります。経営者の労働者に対する『**安全配慮義務**』という労働契約上の労働災害防止義務は、判例として、労働契約法の定めとして定着しています。

**民事賠償金が企業にとって大変な負担になることを覚悟する必要があります**。

### ■ 安全配慮義務

○ 使用者の設置にかかる場所・施設もしくは器具等の設置管理又は使用者の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、**労働者の生命および健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務**

○ 事業者は、労働者に対して労務の提供に対する賃金の支払のみならず、**労務の提供に際して労働者の身体・生命に生ずる危険から労働者を保護する義務**を有しており、法令に定められていなくとも、設備・環境・作業方法の**危険等に対して必要と考えられる措置をとっておかねければならない**ことになります。

13

# 12 労働安全衛生法の規制以外では？

## 規制以外でも災害防止を

### 災害事例

**ラックを引っ張っていて足をひかれた（登米／休業15日間）**

重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、**荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す**（腰痛対策にも効果がありますので、メンバーへの**教育**をお願いします）

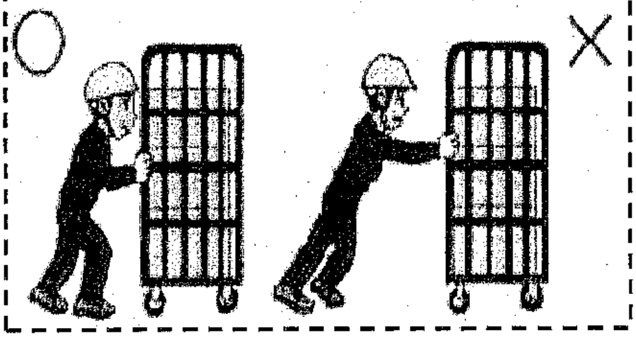

### 効果

□ 安全配慮義務を考慮しますと、可能な限りの安全対策が必要です。

□ 安全対策を実施し、メンバーに教育や周知をしてください。

□ 安全に関する教育や周知で、メンバーに「メンバーを大切にしていること」を訴求してください。

□ 訴求により、自社への**帰属意識**を高めてください。

**人材の確保・定着と自社の差別化**

※ 会社は顧客にマーケティング、メンバーは顧客にマーケティング。一方で、**会社はメンバーにマーケティングしなくてよいでしょうか?**

14

# 13 管理者マネジメント

## 法で定める安全衛生管理体制

**労働者が50~999人**

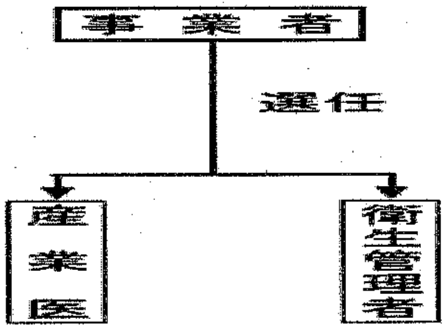


**労働者が10~49人**

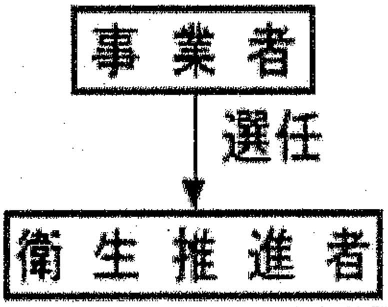


**【参考】**

衛生推進者（又は安全衛生推進者）の職務

- □ 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- □作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- □ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- □ 安全衛生教育に関すること。
- □ 異常な事態における応急措置に関すること。
- □ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- □ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計に関すること。
- □ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

**トップが事業者の責務を果たせるシステムを** 15

# 14 家族への影響は当然あります

## すべてが「無」

安全は、働く方の命の問題です。幸せを築くために働く方が事業・経営・生産活動の故に災害に遭い、仕事で傷ついたり、生命を落とすことがあってはなりません。一人が亡くなられたら、家族にとってはすべてが『**無**』です。

### ■ 災害が起きる潜在性がもたらす影響

人が介在する仕事がある中で災害が起きる潜在性がある職場は、災害が起きる危険性と一緒に働いているということです（**それは困る**）。危険性をなくすことが『**安全**』です。一年間、二年間、災害が起きなかったから、安全だとは限りません。

### ■ トップと安全管理

安全に対するメンバーの『やる気』が強調されています。メンバーに『やる気』を強調する以上、トップは、自分が安全について全責任を持ち、安全施策の先頭に立つ決意を部下に示さなければなりません。自社の安全について自ら考えて、自分の言葉で訴求してください。「**SafeworKゼロ災害MIYAGI**」へ

SafeworK ゼロ災 MIYAGI

宮城労働局では、労働災害撲滅のキャッチフレーズ及びロゴマーク「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」の活用をはじめとした「SafeworK向上宣言」の取組を強く推奨しています。
この取組は単なる労働災害ゼロを目指した自主的安全衛生管理活動の推進に留まらず、「働きやすく魅力ある職場の実現を目指す企業・事業主等の意志」を働く方々や地域、取引先等に対して、目に見える形で伝えることができる有効な手段です。

16